

## 西播磨水道企業団入札結果検証委員会要綱

(平成19年6月25日訓令第10号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西播磨水道企業団で実施した一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に関し、入札結果を検証することにより、入札の透明性を確保し、併せて入札談合を防止することを目的として、入札結果検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置し、その検証委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 検証委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指名等業者の選定の検証に関すること。
- (2) 落札結果、工事費内訳書等の審査に関すること。
- (3) 予定価格等の設定に関すること。
- (4) 設計情報等の守秘義務に関すること。
- (5) 工事の適正施行に関すること。
- (6) 入札事務改善に関すること。
- (7) その他企業長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 検証委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、水道部長をもって充てる。

3 委員は、参事、課長、所長、主幹及び財政主管課の契約事務担当職員をもって充てる。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が職務を代理する。

### (会議)

第5条 検証委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検証委員会において必要があると認めるときは、関係職員又は関係業者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (報告)

第6条 検証委員会は、検証の結果を企業長に書面をもって報告するものとする。

### (秘密の保持)

第7条 検証委員会に出席した者は、議事の内容を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、財政主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。